

文化芸術振興基本法の改正についての セミナー

～文化庁の機能強化と文化政策の充実に向けて～

本年6月の通常国会において、

「文化芸術振興基本法」(2001年制定・施行)が改正され、「文化芸術基本法」となりました。

実演芸術の振興を掲げ運動を続けてきた芸団協としては、

この改正を契機に、文化政策の充実に向けてはずみがつくことを願っております。

法改正の趣旨と背景、重要な改正点、今後予想されることなどについて、

実演芸術にかかわる関係者の方々と情報共有するために、

下記のとおりセミナーを開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

【日 時】 2017年7月21日(金) 14:30～16:30

【場 所】 芸能花伝舎 C1 (東京都新宿区西新宿6-12-30)

【参加費】 500円 ※平成29年度芸団協サポート会員の方は無料

【申込方法】※資料準備の都合上、7月20日(木)までに必ず事前申込みください。

◎ **FAX 03-5353-6614**

下記の申込み用紙にご記入の上、FAXにてお申込みください。

◎ **Eメール research@geidankyo.or.jp**

件名を「7/21 申込み」とし、申込み用紙と同項目をまれなく本文に明記し、送信してください。

【主催・お問い合わせ】

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会【芸団協】 担当：米屋、藤原

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11F

TEL：03-5353-6600(平日10時～18時) FAX：03-5353-6614 Eメール：research@geidankyo.or.jp

***** **申込み用紙** FAX送信先：03-5353-6614 *****

ご所属団体名			
フリガナ		芸団協 サポート 会員	H29加入あり・なし
お名前			(いずれかに○)
電話番号		FAX番号	
Eメール アドレス			